

## 令和2年度第1回鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会会議録

- 1 日 時 令和2年11月24日（火）10:00～12:10
- 2 場 所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
- 3 出席者 《委 員》佐藤淳子委員、田中真一郎委員、谷口麻有子委員、中村克彦委員、西村繁紀委員、濱江和恵委員、福田克彦委員、藤野謙一委員、松田吉正委員、松ノ谷博委員、山口雅彦委員、山本朝子委員  
《事務局》人権政策局長 武田敏男  
人権推進課 太田課長補佐、高山主任、山根主事、西村主事  
中央人権福祉センター 川口所長、川上副所長
- 4 議 題
  - ・議事 会長及び副会長の選出
  - ・協議事項
    - (1) 鳥取市人権施策基本方針に係る人権施策の取組状況について
    - (2) 新型コロナウイルス感染症に係る人権への配慮について
  - ・報告事項
    - (1) 地域食堂（こども食堂）の開催状況について
    - (2) パーソナルサポートセンターの対応状況について

### 会議内容

#### 【議事】会長及び副会長の選出

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例第8条に基づき、会長及び副会長を委員の互選により決定。会長に田中真一郎委員、副会長に山本朝子委員を選出。

#### 【協議事項】■…議長（会長） ○…委員

(1) 鳥取市人権施策基本方針に係る人権施策の取組状況について・・・資料1、資料2  
(事務局説明)

#### ■議長

ありがとうございました。人権推進課が主に取り組んでいる状況を説明していただきました。また、資料2については、後でゆっくりご覧になっていただき、疑問なところ、要望等があれば、事務局にご連絡をいただけたらと思います。それでは、委員の皆さんからご質問またはご意見などありますでしょうか。皆さんは人権政策、人権課題に日々関わっておられますので、その中で考えておられることなどご意見を頂戴できればと思います。

#### ○委員

小地域懇談会はどのような構成員、仕組みになっているのですか。

■議長

私は地区連合会の会長をしていますのでお答えします。鳥取市の各地域で、時期としては主に9月から11月頃、地区、町内、部落ごとで開催され、テーマを決めて座談会をします。そのテーマに関して講師から40～45分程度話をさせていただいた後で、質問や自分の考えを発言して皆で話し合います。人権意識の高揚を図ることを目的に全地域で行なっています。

○委員

ネットモニタリングの関係ですけれども、このたびのコロナ関係の誹謗中傷に関する分ですが、市の取り組みはどういう状況ですか。私の感覚では、ネット上ではかなり削除されているというふうに思うんですけど、私の近辺で話をすると、やはり、嘘がそのまま残っているという状況で、一度ネットで広がって、ネット上ではなんとか収まったものの、皆さんの感覚の中ではネットで広がった嘘がそのまま定着しているような状況になっているのかなと感じているんですが、この辺りいかかでしょう。

○委員

それと関連して、58件の差別の書き込みが削除要請という形になるんですけど、制度的に罰則規定だとか、その辺のところってどのような状況になっているのかというところも含めてお聞きします。

■議長 事務局どうですか。

(事務局)

現在、市は県と連携しながらネットモニタリングを行っています。削除要請については、プロバイダに直接、依頼という形で削除要請をしていますが、削除されるかどうかはプロバイダの判断となっています。国もいろいろな事件を踏まえて、手続き面での簡略化ですとか、法改正等を検討しているようですが、罰則的な法律はまだ出来ていない状況です。コロナ差別に関するネットモニタリングの状況につきましては、申し訳ありませんが、このあと次の協議事項で説明させていただきます。

○委員

ネットモニタリングの実施方法はどうなっていますか。

(事務局)

削除要請の流れについて、市では、まず情報政策課がネット上の情報を拾って、それを人権推進課が見て判断しているものと、人権情報センターに委託して実施しているものがあります。

○委員

最新の本人通知制度の届出状況はどうですか。この制度の意義と、利用されている登録数と、

これの果たしている役割、もし実績があれば、例えば、本人に代わって、他の方が本人情報を取得しにきたような実績があれば教えていただけたらと思います。

(事務局)

担当課に確認して、後日改めてお知らせします。

○委員

基本的なところですが、人権推進課が主要な人権施策として同和問題を取り上げる経緯について、そこは私達がしっかり腹入れといいますか、しっかり認識をして、この社会づくり協議会を進めて行く必要があると思います。ここを取り上げる意図というのは？これはすごく大事なところではないかと私は思っていますが、いかがでしょうか。ここは鳥取市さんが取り組む基本的な考え方のような気がします。協議会の委員が協議する前段に、そこは考えておく必要があるのかなと思いますので、教えていただければと思います。

(事務局)

まず、ここで主要な人権施策に同和問題を出させていただいたのは、やはり、同和問題が人権問題に関する基本的な問題であると考えているということがあります。人権施策基本方針の中で17項目挙げさせていただいていますが、どれ一つ取っても大切な課題として挙げさせていただいています。また、人権推進課が取り組んでいる事業が同和問題に関する取り組みが主なものということがあります。ほかの分野は各担当課があつたりしますので、人権推進課の取り組みというところで報告をさせていただきました。

■議長

方針が示されてから同和問題をはじめとする様々な差別問題というのがあり、全庁的に取り組んでいるということは、皆さんご承知ですけれど、それぞれの専門的な分野の課があり、資料2に具体的には書いてありますけども、人権推進課は同和問題を中心にやっているということで、よろしいですか。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る人権への配慮について・・・資料3、資料4

(事務局説明)

■議長

ありがとうございました。資料の3と4について、事務局から説明がありました。皆さんから、これについて何かご質問がありますか。

○委員

私自身、感染リスクを伴う場所に団体の会議の関係として出かけなくてはならないことがあつて、家族に相談する過程の中で、県内で4例目、市で3例目が発生して、市長さんとか県知事さんも出られて報道対応をされている放送もあつた。どこまで情報を出していいか苦労され

ている状況があったわけですが、本人さんも同意されて情報を出されたわけですが、そうすると、たちまちネットで拡散されて、ネットで嘘の書き込みがどっとでた。その後8月になって本人さんが自分のブログにそのときの自分の情報を詳細に掲載されて、ネットで出ていることが嘘だとわかるわけです。しかし出てくる時には、嘘の話がどっと出てくる。一度毀損された人権の回復というのは、難しいんじゃないかと思ったんです。ですから、やはり、そういうことをすれば自分は罪に問われますよという抑止力も対応として必要じゃないかと思えます。最近では性別さえ出さないという状況になっていて、逆にこれはこれで感染を防止する点では逆効果、正しく恐れるという点では、情報が出ないとマイナス面になっていく。私は、コロナに関する情報が出た時には、「それに伴う間違った情報については厳しく対応しますよ」といったセットでの情報の扱い方も必要かなと感じています。

■議長

本日は法律事務所から弁護士もお見えですが、実態はどうでしょうか。

○委員

ネットで誹謗中傷されているというご相談は、それなりにあるんですけども、客観的に人格権なり、名誉なり、人権侵害という相談はあまり多くないように思います。通常は、正当な批評、若干行き過ぎた批評というところにとどまる事が多いです。むしろ、本当に実名をあげて、名指しして罵倒するような、そういった表現はプロバイダに削除要請すれば、プロバイダ側もかなり速やかに削除する傾向があります。弁護士に相談に来られるような状態のものというのは、法律上手が打てないというものが多いですね。

■議長

行政の方もある程度、厳しく対処するという事も必要かと思えますので、行政がモニタリングを実施しているとうことで、拡散が少なくなる、無くなるとよいと思います。

○委員

私は男女共同参画の方にも関わってまして、先日、鳥取市の男女共同参画登録団体連絡会という、鳥取市男女共同参画センターに登録している団体の連絡会の中で、毎年1回、市長さんとお話する懇談会があります。その会のテーマに、現在のコロナ差別の問題がかなり出てくるんじゃないかと。コロナに対しての取り組みをしっかりと欲しいというようなことを話そうと。その中で、この差別のない人権尊重の社会づくり協議会で何か活動はしないのかみたいな話が出ましたが、この協議会自体は、活動をする協議会じゃなくて、いわば審議会的な役割なものだと私は認識していますので、そんなふうに答えました。この協議会の場でいろんな議論を深めて欲しいなということもありまして、今日、コロナに対する取り組みについてをテーマにされたのは非常に良いことだと思いましたし、次回の協議会の時、また議論が出来るような雰囲気があればいいなと思いました。

■議長

ありがとうございました。人権施策基本方針の変更がたぶん何年か先に出てくると思いますので、状況を見ながら、私どもが議論しながら改訂していくことになろうかと思いますが、今言われたように、この会議の役割は審議会的な意味を持つ会議で、人権行政の方向性を示す会だと思っています。他にご意見はありますか。

#### ○委員

私達はいろんな団体が来ていますので、ここで人権推進課さんが他の課にここで出た内容等をお示しいただくということがとても大事だと思っています。団体の共通点を考えた時に、それは何かってというと、私達が一生懸命勉強しているのに追いついていない。知的な障がいに関して言うと、いろんな要因があります。それはどの子をとってみても、すべて違うといっても過言ではありません。その実態も違いますし、原因も違います。その取り組みも違うし、環境も違う訳です。その中で保護者が心配されていることを探り、政策に取り入れていくわけです。コロナの問題もそうですが、じゃあどうすればいいかという話で、そこはやはり、多くの方に知識や情報であるとか、あるいは社会性というんですか、テレビとかできる限りの方法を使って啓発していく。誹謗中傷をする人に限ってみれば、そういう知識のなさだったり、恐れだったり、怖さがあるために攻撃しているわけです。正確にそういう情報をモニタリングでひろって、それを正していく、罰則的なものもいるって言われた方もありますが、それだったら、もぐってしまう、下に。隠れちゃうんです。そうじゃなくて、そこをわからないのであれば、何を示すのか、何を公開し、何を一般化し、どういう社会性を高めていただくのかという発信をしないといけない。このまち、鳥取なら出来ると思います。皆さんの小地域懇談会を使ってもいいし、何を使ってもいい、そういうふうに思っていますので、よろしく願います。

#### ■議長

貴重なご意見と思います。鳥取市が啓発する以外に、地域の方も人権啓発を図っていきたく私は以前から思っております。コロナの話題も地域で出て聞いています。行政の方もよろしく願います。

#### ○委員

ここで自分の体験を話させていただきます。私は被差別部落の方が中心となっているサークルに所属しています。そうしますと、居住地域の方から、「この会に属すれば、あなたは被差別部落の人だと思われますよ。家族も思われますよ。いいんですか」と言われた。それを聞いて、やっぱり、本当に目に見えない、いわれのない差別、それが以前あった色々な事象を引きずって、未だにそういうことを言う人がいるっていうことを広く知っていただきたいと思います。いろんな広報誌を使って広報されているにもかかわらず、そういう人間の差別心がなくなれないというのが、悲しい現実だなというふうに思います。それをどうするかということ、はっきり言えないのが残念なのですが、やっぱり市民みんなが学ぼうという気持ちがないといけないと思います。ついこの間、地域で認知症当事者の話を聞きました。その方の実の声を聞いて、そうなんだと理解することが大事だなと思いました。ですので、いろんな差別はあるんですが、

「もっとお互いが理解しあうというところからスタートだよ」というところを、市民が自覚することが大事だと思います。最後に一つコロナの件です。新聞記事を見ますと、その伝え方が、んっ？と。事細かに。プライバシーの奥の奥まで探りたくなるような気にさせるような報道はどうかと思っています。プライバシーを探りたくなるような報道は避けて欲しい。それを改善するような広報の仕方を、なんとか考えていただけたらと思いました。

#### ○委員

全般的な意見ですけど、いま、流行らせたいことがあります。権利ベースの文化を作っていく、私、この協議会の名前も「鳥取市権利ベースの文化づくり協議会」でもいいかなと思っています。自分自身、子どもたちのアドボカシー（※）の取り組みをやっていることは、とにかく当事者の声を聞いていろんな施策、取り組みをしていくことが、共通したところではないかと。差別された人を守るという姿勢で、いろんな取り組みをしていくと、どうしてもその人たちは弱い立場、だから守ってあげるんだという、そこで上の立場になってしまう。その人たち自身、力があって、いろんなことが出来るんです。アドボカシーの本質というのは、子ども自身の力とか、子ども自身の声を聞いて、いろんな制度なりを作っていくというのが本質で、これを当てはめていくと、コロナの事についても実際に被害に遭った方の意見を聞いて、そこでいろんな仕組みを作っていく、そういう当事者中心のことをやっていけば、ズレがなくなっていくかなと。どうしても上の立場でやってしまうと、当事者不在で勝手に進められていくことが起こって、そして現に起こっている。そこが僕は中心だと思います。

※アドボカシー:声をあげ、それが聞かれ、権利擁護が実現すること。権利侵害されている人自身の声の本質。

#### ■議長

いまのご意見について、方針の改訂があるときなどには、この協議会で、十分に当事者の意見を聞いたり、関係者の話を聞いたりして策定していくべきものと思います。他にご意見はございますか。それでは、無いようですので次第の報告事項に入ります。

#### 【報告事項】

##### (1) 地域食堂（こども食堂）の開催状況について・・・資料5

(事務局説明)

#### ■議長

事務局に説明をいただきました。今は食材の提供っていうのはあるんですか？

(事務局)

現在は市内の多くの団体、法人から食品をいただけるようになっています。また、県の補助金制度を活用して、各食堂の自己資金がなくても運営できる補助率10分の10の、使っていただきやすい補助金を出させていただいています。活動全体を丸抱えするようなものではなく、基本となる場所を補助させていただき、その上でネットワークの食品や寄付の提供を受けて、全体として上手く回していただいていると考えています。

■議長

皆さんのほうから聞いてみたいこと、ご意見などありますか。

○委員

(こども食堂の) 相談先体制については、例えば(相談入口の)ハードルが低いために相談が出てくるっていう説明でいいと思うんですが、相談を出したはいいけど受けた時の結果はどうなるのかっていう、それが難しい問題なのかなと。例えば不登校の子どもたちの中で、居場所がないために、ここ(こども食堂)を居場所にする子もいるんです。そういう場合は、どうしても学校長が関わっていかないといけない。その時の連携の仕方がとても難しいときもあるんじゃないかなと。ちょっと荷が重すぎたり、出すぎたり、その調整役っていうのをどうされているのかということを知りたいと思います。

(事務局)

何かしらのことをきっかけに地域食堂の運営団体のスタッフが、相談に繋がるような案件を把握することがあります。その上で、中央人権福祉センターの相談支援員を地域食堂に派遣しておりますので、生活上の家計、仕事などの経済的困りごとに対応させていただいています。特に、子どもが中心ですので、不登校でありますとか様々な課題を持つ子どもたちも参加をしており、そういうケースですと、こども発達支援センターやこども家庭相談センターと連携をとります。複合的に様々な課題があるような世帯ですと、生活困窮者自立支援法に基づいて、関係機関との調整を図ったり、支援会議も活用しながら、関係課や民間の方も含めて調整させていただきながら進めていくということもあります。

○委員

鳥取こども学園でも、そういった相談先になればと思います、こども食堂をやらせてもらっています。また今後、そういうネットワークで繋がれたらと思っていますので、よろしくお願いします。

■議長

関係機関で連携するというのは大切なことと思います。それでは時間も迫っていますので、報告事項の(2) パーソナルサポートセンターの対応状況について、説明をお願いします。

(2) パーソナルサポートセンターの対応状況について・・・資料6

(事務局説明)

■議長

ありがとうございました。これについて、ご質問があればお願いします。(特になし)

そうしますと、議事については、協議事項、報告事項が終了ということになります。次に次第7その他に移ります。

## 【その他】

### ○委員

鳥取市人権政策基本方針の13ページに子どもの人権問題についてあります。「保護者は「虐待」ではなく、「躰(しつけ)」と考えている場合が多いこと、また「放任主義」と「ネグレクト(P35参照)」の区別が十分でないことなどから、乳幼児健診、保育所、幼稚園、学校などでの早期発見がますます重要になっています」という虐待についての記述がありますけれども、昨年あたりから、このあたりの状況が動いています。東京都目黒区と千葉県野田市のいわゆる幼児虐待事件を受けて、今年4月から児童福祉法、児童虐待防止法が改正施行されております。いわゆる暴力による家庭内の指導ということについて、法律では明確に禁止されたわけです。世界ではそうしたことはもう解決されているような状況ですが、日本ではそれが堂々とまかり通っている。そういった解決に向けての取り組みが、5年10年ではなく、今後日本でも長いスパンで取り組んでいかれることになると思いますので、我々としても、この(鳥取市人権施策基本方針の)改訂を待たずに、そういう方向での取り組みを強めていかなければならないと感じています。

### ■議長

ありがとうございました。要望ということでありました。

### ○委員

私が生まれた頃、私のまわりではあまり同和について聞いたことがありませんでしたし、あまり人を差別するという意識を覚えていませんでした。また、子どもに同和問題に関して特に話してきませんでした。現在、もっと勉強してみなくてはならないな、いつから同和問題が始まったのか、なぜこんなことがあるのか知らなくてはならないと思い、勉強する中で知ったのですが、同和の方たちには誇りをもって欲しいと思っています。

### ○委員

今のご意見、非常に前向きなご発言だと思います。私は当事者ですので、先程誇りを持ってとおっしゃいましたが、誇りを持って生きております、我々は。ただし、社会の構造のなかで、いろんな弊害がある現実が差別として表れている。ここにどう立ち向かうかは、当事者だけじゃなしに、やっぱりそれを支えている、ここにお集まりの皆さん全員が共通の問題意識を持って、一つ一つ、部落問題もそうですけど、いま言われている社会的に弱い立場に置かれている、そこにいなければならないこの現実が、なんでそうなっているかということだと思っんですね。弱い立場に置かされている社会を共有して、みんなを変えていくということかなと思います。

### ■議長

ありがとうございます。本日子定されていた内容は以上となりますが、他にご意見等はありませんか。



○委員

最後に一点だけ。この間、テレビで、県知事が県議会で答弁されており、コロナに関するネット上での誹謗中傷をうけ、鳥取県の人権尊重の社会づくり条例の一部改正にいま動いている、差別的な取り扱いに対する改正案をいま審議しているという情報を聞きましたので、今後、鳥取市もそういうものを参考にしながら、この協議会でも勉強しながら、加えられるところがあれば加える、それを検討するかどうかも含めて考えていただきたいと思います。

■議長

本日は、委員の皆さんの方から、大変熱心なご意見、ご要望等をいただきました。今後、事業の取り組みに反映していただけたらと思いますのでよろしくお願いします。それではこれを持ちまして会議を終了させていただきます。ありがとうございました。